

手続き・相談の窓口
この制度は都道府県・指定都市の条例に
もとづいて実施されています。

手続き、相談は、

- 市区町村
- 福祉事務所
- 都道府県・指定都市障害福祉担当部署 等

で、お受けしています。

個人情報の取り扱い

「心身障害者扶養共済制度条例」に基づき、都道府
県・指定都市が知り得る加入者（保護者）、障害のあ
る方及び年金管理者の個人情報は、本条例の定める
利用目的以外に使用することはありません。

独立行政法人 福祉医療機構
(2024年4月1日作成)

*独立行政法人福祉医療機構は、顧客情報の取扱いについて適切に保管・
廃棄等の管理を行っており、業務を遂行するため以外には利用しません。

心身障害者扶養共済制度の
年金を受けている
皆様へ
年金受給者・年金管理者



心身障害者扶養共済制度の
お手続き等に関する
お知らせです



心身障害者扶養共済制度とは？

せい ど

●この制度は…

障害のある方の保護者の相互扶助の精神に基づいて、保護者が自らの生存中に毎月一定額の掛金を納付することにより、保護者が万一死亡したときなどに、障害のある方に終身一定の年金を支給するという任意加入の制度です。

ねんきんがく

●年金額は…

1口加入の場合……月額2万円(年間24万円)
2口加入の場合……月額4万円(年間48万円)



各種お手続きは、
お忘れなくお願ひします。

●各種手続きや年金の管理が困難な場合は、「年金管理者」を指定し、手続き等をその方にご協力いただくこともできます。

●「年金」を確実に受取るために、各種手続きは、必ず行ってください。



心身障害者扶養共済制度にかかる年金を確実にお受取りください。

しんしんしょうがいしゃ ふ ようきょうさいせい ど

しょうがい

心身障害者扶養共済制度は、障害のある方を扶養されていた加入者がお亡くなりになった場合などに、障害のある方に終身の年金が支払われるという任意加入の制度です。

ねんきん しきゅう

年金が支給されるようになってからも、年金を続けて受取るための手続き(現況届など)をとらないと、すみやかに年金をお支払いできない場合があります。

加入者の方がこの制度に加入していくご意思をお汲み取りいただき、手続きはお忘れのないようにお願ひいたします。

なお、年金の管理・手続きが困難になった場合は「年金管理者」制度がありますので「手続き・相談の窓口」まで、ご相談ください。



てつづ
おこな
このようなときは、すみやかに お手続きを行ってください

まいとし がつ げんきょうとどけ ていしゅつ
毎年5月、現況届を提出してください。

ひつようしょりい
必要書類

ねんきんじゅきゅうけんしやげんきょうとどけしょ
●**年金受給権者現況届書**

じゅうみんひょう うつ てんぶ ひつよう ばあい
※住民票の写しの添付が必要な場合があります。

ちゅうい
ご注意

ていしゅつ ばあい ていしゅつ う あいだ
●**ご提出がない場合、ご提出を受けるまでの間、**
ねんきん さ と
年金が差し止められます。

とどうふけん してい とし てつづ こと
都道府県・指定都市によって、手続きが異なる
ばあい
場合があります。

ていしゅつ
提出
あり

ねんきん
年金
ぞっこう
続行

ていしゅつ
提出
なし

ねんきん
年金
さしとめ
差止

つぎ がいとう き かん ねんきん
次に該当する期間の年金は
しほら
お支払いしません。

ねんきんじゅきゅうしゃ しょざい ひとつき いじょうふ めい
●**年金受給者の所在が一月以上不明のとき**
ちょうえきまた きんこ けい しょ けい しつこう う
●**懲役又は禁錮の刑に処せられ、刑の執行を受けているとき**
にほんごくない じゅうしょ ゆう
●**日本国内に住所を有しないとき**

ねんきん
年金
ていし
停止



このようなときは、すみやかに お手続きを行ってください

けっこん なまえ
結婚などでお名前が
かわったとき

ねんきん う と
年金を受け取っている
きんゆう きかん へんこう
金融機関を変更したい、
または変更したとき

じゅうしょ
住所がかわったとき

こうざ へんこう
口座を変更したい、
または変更したとき

ねんkinかん りしゃ してい
年金管理者を指定したい、
または変更したいとき

た ねんkinじゅきゅうしゃ
その他(年金受給者が
な 亡くなつたときなど)

*都道府県・指定都市によって、手
續きが異なる場合がありますので、
詳細は都道府県・指定都市にご 相談・ご確認ください。